

財 長 地 課 約 長 務 課 長 収 課 長 土地開発公社総務課長

オンライン参加可能



日経東発第60022446.60022447号 令和6年4月1日

一般社団法人 日本経営協会 理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

殿

不動産登記の実務

~改正民法を踏まえ習得・嘱託登記の作成演習付~

<令和6年7月22日(月)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

公共事業等を円滑に遂行するうえで、不動産登記に関する基礎知識は必須となっております。また「所有者不明・管 理不全となる土地・建物」は社会問題となっており、その解消に向け改正民法も順次施行されており、実務担当者にお かれましては法の知識習得と登記申請能力を絶えず刷新、向上され続けていることと存じます。

そこで、法知識の習得と判例紹介・解説にとどまらず、登記嘱託書の書き方を演習として取り入れた標記実務講座を 開催いたします。

記

時節柄、公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申しあげます。

敬 具

(9:30から受付)

時: 令和6年 7月22日(月) 10:00 ~ 16:30

講 師:司法書士法人 F&Partners きたづめ けんたろう

> 司法書士 健太郎 氏 北詰

参加方法:[会場参加]日本経営協会内専用教室

(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

「オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料:会員(1 名) 34.100 円(稅込) (負担金) 一般(1名) 37,400円(税込)

2 サンドウィッチ サブウェイ 東京メトロ 副都心線 般社团法人 日本経営協会 北参道駅下車 3番出入口徒歩1分 ₫3 明治神宮-←至千駄ヶ谷 日票 ★JR代々木駅の正面(西口)改札 を出て、宝くじ売場と富士そばの 間の道を進んで下さい。 明治通りを原宿方面に進み、コン JR山手線·総武線·都営大江戸線 代々木駅下車(西口)徒歩7分 ビニ・ローソンの先のビルです。 〈会場案内図〉

申込方法:本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。
※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
・お申込みは5営業日前までにお願いいたします。
・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル: お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。 開催日の3営業日前~前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます 'ライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料 100% を申し受けます (講座 1 週間前程

度から発送開始)。
その他:参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

〇オンライン参加での留意事項

(お問合せは平日の月曜日~金曜日の9:15~17:15にお願いいたします)

・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID 等をメールにてお知らせいたします。 ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。いたします。

お申込み お問合せ先

 \Box



般社团法人 日本経宮協会

本部事務局 企画研修グループ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ケ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail:tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

- 1. 不動産登記総論
- (1)登記の意義
- (2)不動産登記の効力
- (3)不動産登記と法令
- (4)経済活動と不動産登記の関わり
- (5)登記官、登記所について
- (6)不動産登記に関わる専門家
- (7)登記の申請について
- 2. 「不動産表示登記」について
- (1)土地の表示に関する登記
- (2)建物の表示に関する登記
- (3) 筆界特定制度
- 3. 「不動產権利登記」総論
- (1)本登記と仮登記
- (2)処分制限の登記
- (3)判決による登記
- (4) 更正·抹消登記
- (5)登記名義人の表示変更・更正登記
- (6)登記の申請構造

4. 「不動産権利登記 | 各論

- (1)所有権に関する登記
- (2)担保権に関する登記
- (3)用益権に関する登記
- (4)相続に関する登記
- 5. 嘱託登記について
- (1)嘱託登記の意義
- (2)不動産表示登記に関する嘱託登記
- (3)不動産権利登記に関する嘱託登記
- (4) | 演習 「登記嘱託書 | の書き方
 - ①私有地を公共用地として取得する場合
 - ②官公署の所有地の払下げをする場合
- (5)補正・取下げについて
- 6. 「所有者不明土地問題」と法改正
- (1)相続登記申請義務化について
- (2)相隣関係・共有関係の改正
- (3)所有者不明・管理不全土地建物の管理制度
- (4)相続土地国庫帰属法のポイント

講師紹介

北詰 健太郎 (きたづめ けんたろう)氏

<主な役職等>

- ·大阪司法書士会
- ·日本司法書士会連合会

法制審議会区分所有法制部会対応プロジェクトチーム委員 ·同志社大学経済学部 非常勤講

<著書·執筆>

『実務に活かす 判例登記法』(共著/ きんざい/2021年) 『少額債権の管理・保全・回収の実務』(共著/商事法務 /2015年)ほか多数

<主な経歴>

平成19年司法書士試験合格。平成21年司法書士登録。 大阪司法書士会理事(令和5年~)。

数多くの登記手続に関与し、その経験から登記に関する 研修等を各所で実施。行政機関とも空き家対策に関する 情報共有等の経験を有している。これまでの経験を活か し、本講座「不動産登記の実務 |を担当する。

※当日は最新の情報を反映する等、一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。 下記URLよりお申込みください。

